

令和5年9月

お客さま各位

遠賀信用金庫

## 当金庫のインボイス制度への対応について

平素より、遠賀信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されますが、当金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しております。

登録番号	T1290805004835
名称	遠賀信用金庫
本店又は主たる事務所の所在地	福岡県遠賀郡水巻町頃末北4丁目6番18号

当金庫に対してお客さまがお支払いいただいている各種手数料に含まれる消費税は、当金庫が交付するインボイスにより仕入税額控除を受けることができます。

つきましては、当金庫のインボイス制度への対応を下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

なお、インボイス制度の詳細につきましては、国税庁のWebサイトをご参照ください。

### 記

#### 1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料

営業店窓口等で各種手数料（両替手数料、残高証明書発行手数料など）をお支払いいただいた際は、インボイスの要件を満たした「手数料領収書」を発行いたします。

また、当金庫の振込依頼書にてお振込みされた場合は、お客さまにお渡しする「振込手数料受取書」をインボイスとしてご利用いただけます。

#### 2. 自動振替等でお支払いいただく各種手数料

各種サービス（インターネットバンキング、口座振替など）においてお支払いいただいた各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」等を作成いたしますので、インボイスの発行をご希望されるお客さまには、窓口または営業担当者までお申し出ください。

#### 3. ATM・両替機でのお取引について

ATMおよび両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、インボイスは発行いたしませんので、ご了承ください。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

以上